

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた放射性同位元素等規制法の運用について

原子力規制委員会のホームページに「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を踏まえた放射性同位元素等規制法の運用について(お知らせ)」が、掲載されましたので周知させていただきます。緊急事態宣言発出期間中、放射性同位元素等規制法に基づいて所定の期限、期間で実施することが義務付けられている各種届出や検査等が法令等の定めるとおりには実施困難になることも考えられるため、当分の間、柔軟な運用を行うとするものです。

詳しくは、下記の URL でご確認ください。また、該当する施設は規制庁の担当者に相談されることをお勧めいたします。

https://www.nsr.go.jp/activity/ri_kisei/kanrenhourei/20200424_01.html

2020年4月27日
医療安全委員会 塩山善之